

宮城県農業生産早期再興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 平成23年3月に発生した東日本大震災からの農業生産の復旧等を目的として東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知。以下国実施要綱）に基づき共同利用施設・機械の復旧・整備や農業用資機材等の導入等に取り組む農業者等の負担軽減を図るため、間接補助事業者等にあつては当該間接補助事業者等の主たる所在地の市町村に、それ以外の事業実施主体にあつては当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において宮城県農業生産早期再興対策事業補助金を交付するとともに、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」と言う。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業実施主体及び交付対象)

第2 補助金の対象者は国実施要綱で規定する事業実施主体であるとともに、宮城県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱により交付決定を受けた交付対象事業とする。

2 交付対象となる経費及び充当率は別表のとおりとし、このうち下記に該当する取組であること。

(1) 農事組合法人、農業生産法人、その他農業者が組織する団体等の農業者組織が事業主体として取り組む事業。

(2) 市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会が取り組む事業のうち、農業者に対して実施する生産再開に必要な施設・機械のリースや資機材の供給及び貸付け等を行い、復旧に伴う農業者の負担が生じる事業。

なお市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会が自ら運営する共同利用施設の復旧・整備等は対象外とする。

4 国実施要綱で定める交付率が変更された場合、当該補助金の交付率を変更できるものとする。

(間接補助事業等)

第3 事業実施主体が実施する間接補助事業等に対する補助金の交付は、当該事業実施主体の主たる所在地の市町村長の申請に基づき行うものとする。

(交付申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に充当率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号別添）
- (2) 東日本大震災農業生産対策交付金交付決定通知の写し
- (3) 市町村にあつては、補助金の交付に関する規則等
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付事業の内容の変更又は交付事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（事業進捗状況報告）

第6 事業の円滑並びに適正な執行を図るため、知事が必要があると認める時は、別に定める様式により、事業実施主体に対して事業の進捗状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第7 規則第12条第1項の規定による補助金事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

2 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該交付金から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助金事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第4号別添）
- (2) 整備事業及び推進事業の第13に規定する財産にあつては財産管理台帳の写し、推進事業にあつては支払経費毎の内訳を記載した帳簿等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付の方法）

第8 補助金の交付は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により概算払い又は前金払いにより交付することができる。その請求書の様式は別記様式第5号によるものとする。

2 補助金の交付を受けた市町村長は、間接補助事業を行う事業実施主体に対して、この要綱の各規定に準じて補助金を交付するものとする。

3 第2第2項(2)の規定により事業を行う事業実施主体は、交付決定を受けた補助金を対象農業者が支出する負担額の軽減以外の使途に用いてはならない。

(市町村の責務)

第9 市町村長は、事業実施主体に対して、事業内容を十分に周知し取り組むとともに、事業が適正に遂行されるよう指導し、その出来高状況について確認しておくものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第7第1項の補助金事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の提出数及び経由)

第11 この要綱により知事に提出する書類の部数は各2部とし、事業を所轄する地方振興事務所長(以下「所長」という。)を経由し、所長はその写しを保管するものとする。ただし、間接補助事業者以外にあっては、別に定めのない限り直接知事に提出するものとする。

(補助対象事業の公表)

第12 本補助金の適正実施と透明性の確保を図るため、事業の対象になった場合、事業の実施主体名、事業の概要等について公表を行うものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第13 規則第21条第2号及び同条第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

- (1) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) 牧草地及び飼料畑
- (3) 牛、馬、豚及びめん羊(以下「生物」という。)

(管理運営)

第14 事業主体は、補助金を受けて整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

- 2 市町村長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。併せて、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適正な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。
- 3 本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(その他)

第 15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 18 日から施行し、平成 24 年度予算に係る事業に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附則

この改正は平成 24 年 7 月 6 日から施行する。

附則

この改正は平成 26 年 8 月 18 日から施行する。